

## 福島県農林水産部 委託業務成績評定要領の運用

### 第2第2項関係（評定の対象）

- 1 次の委託業務を単独で実施するものについては、成績評定の対象としないものとする。
  - (1) 電算業務
  - (2) 各種台帳等作成業務
  - (3) 積算委託業務
  - (4) 換地等業務
  - (5) 埋蔵文化財発掘等業務
  - (6) 森林整備及びそれに伴う調査、測量等業務
  - (7) 現場技術業務
  - (8) 電気通信／機械設備保守業務
  - (9) 発注者支援業務
  - (10) その他、これらに類する業務
- 2 随意契約による業務については成績評定の対象としない。  
但し、見積り合せによる随意契約及び不落随意契約の場合は対象とする。
- 3 設計変更で契約金額が400万円以上（用地調査等業務については100万円以上）になった業務についても適用する。  
（設計変更で契約金額が400万円未満（用地調査等業務については100万円未満）になった業務には適用しない。）
- 4 要領第2第1項第六号の建築設計業務（建築設計、構造設計、設備設計及び積算業務等を含む）を土木部営繕課に委託して行った場合の評定は、受託者の規程により受託者が行い、決裁は契約権者が行う。
- 5 その他、対象業務について疑義が生じた場合は農林技術課との協議による。

### 第4第2項関係（評定の種別）

- 1 評定表等とは次のものをいう。
  - (1) 委託業務等成績評定表（様式第1）
  - (2) 項目別評定点（付表1）
  - (3) 成績採点表又は評定集計一覧表（付表2）
- 2 評定表の様式は業務内容により次のなかから選択するものとする。
  - (1) 地質調査
  - (2) 単純調査等業務
  - (3) 測量業務
  - (4) 調査業務、計画業務
  - (5) 設計業務「概略設計・予備設計」
  - (6) 設計業務「詳細設計」
  - (7) 用地調査
  - (8) CM業務
  - (9) 用地補償総合技術業務

※上記(1)～(4)の選択にあたっては、

- (1)地質調査、(2)単純調査業務、(3)測量作業

「委託契約書」に基づき委託するもの。

(4) 調査業務、計画業務

「設計業務委託契約書」に基づき委託するものを基本とするが、  
その他選択の詳細にあたっては審査基準を参照すること。

第7 関係（評定結果の通知）

- 1 通知は「委託業務成績評定通知実施要領」によるものとする。

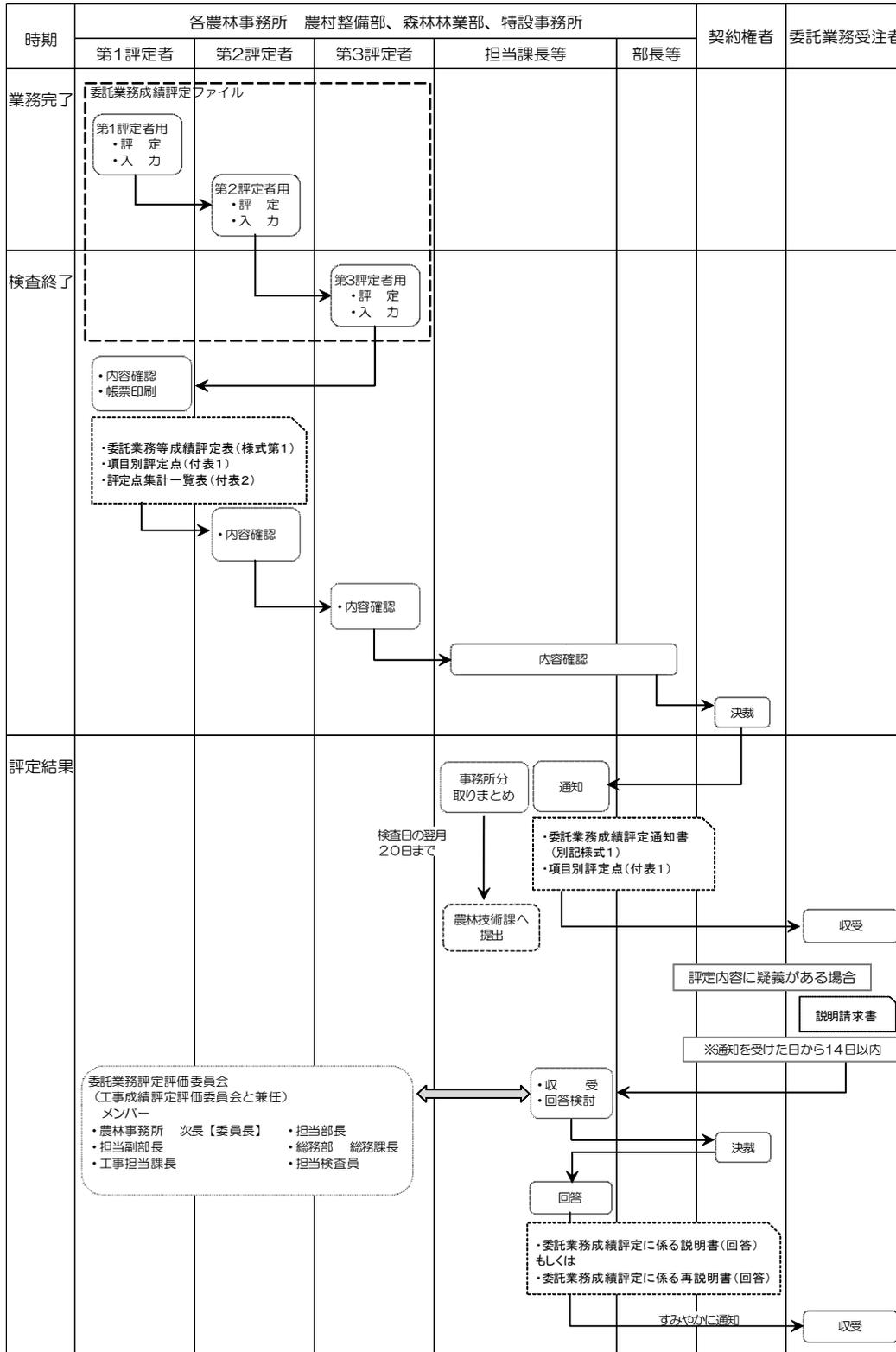
その他

- 1 評定実施から通知までの流れは、別紙「委託業務成績評定実施フロー図」を参照のこと。
- 2 本庁において、農林総務課長が契約権者となる場合は、業務担当課長を契約権者と読み替え、決裁の際は農林総務課長に合議するものとする。

(参考)

- ・「審査基準」

## 委託業務成績評価 実施フロー図



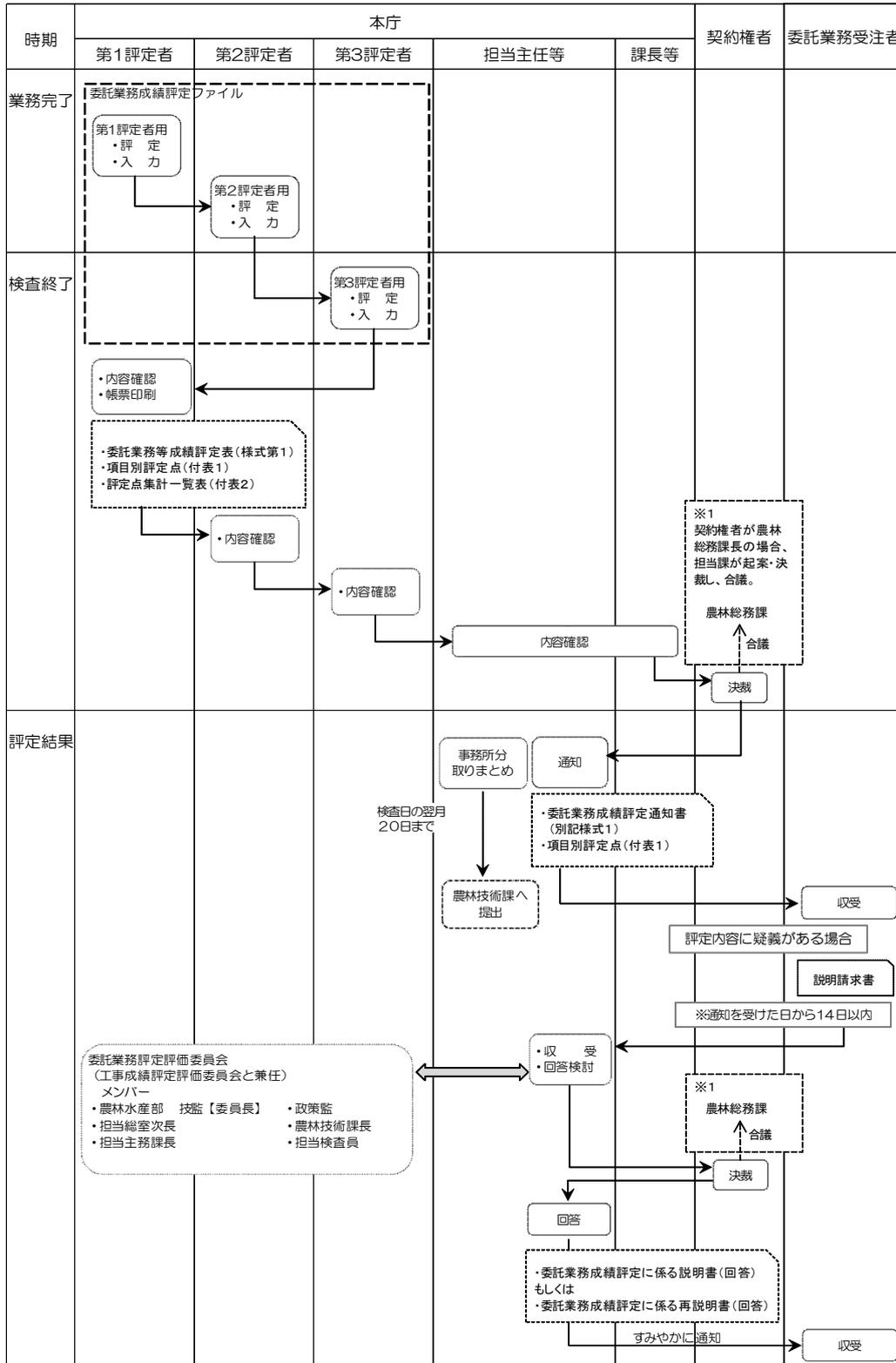
- 1 評定のために作成を要する資料は以下のとおり

  - ① 様式第1 委託業務成績評定表
  - ② 付表1 項目別評定点
  - ③ 付表2 評定点集計一覧表
  - ④ 第1評定～第3評定採点表
  - ⑤ 別記様式1 委託業務成績評定通知書
  - ⑥ 別記様式2ほか 委託業務成績評定に係る説明書(回答) ※必要に応じ

2 ①～④は作成用エクセルファイルが用意されている(土木部で作成済)

3 ④採点表にデータを入力すれば、①から③の様式等が作成される

## 委託業務成績評価 実施フロー図



- 1 評定のために作成を要する資料は以下のとおり
  - ① 様式第1 委託業務成績評定表
  - ② 付表1 項目別評定点
  - ③ 付表2 評定点集計一覧表
  - ④ 第1評定～第3評定採点表
  - ⑤ 別記様式1 委託業務成績評定通知書
  - ⑥ 別記様式2ほか 委託業務成績評定に係る説明書(回答) ※必要に応じ
- 2 ①～④は作成用エクセルファイルが用意されている(土木部で作成済)
- 3 ④採点表にデータを入力すれば、①から③の様式等が作成される

(参考)

## 考 査 基 準

### 1. 第2評定者考査基準

#### (1) 考査方法

第2評定者は、評定趣旨を十分に理解し尊重した上で、それぞれ総合的に評定を行う。

#### (2) 評定点範囲

採点表(第2評定者用)の該当評価項目について、それぞれ総合的に判断して評定するものとする。

#### (3) 事故等による減点

当該業務遂行中に受託者に起因する事故等が発生し、入札参加資格制度等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表-1を参考として-15点まで減点することができる。

別表-1 受託者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区 分	口頭注意	文書注意	入札参加資格制限等	
			1ヶ月まで	1ヶ月を超える
考査点	-3点	-5点	-10点	-15点

#### 【適応事例】

- ・入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。
- ・発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は継承、公開した。
- ・産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・一括再委託、請負を行った。
- ・打合せ協議または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ・当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- ・当該業務において安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- ・その他(理由: )

#### (4) 契約不適合に関する修補及び損害賠償による減点

成果品に、受託者の責任に起因する契約不適合が存在し、契約書の契約不適合責任条項等に記された手続きに従い、修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表-2を参考として-20点まで減点することができる。

ただし、ここでいう契約不適合に関する修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。また、総合評定点が採択された後に当該事象が発生した場合は、遡って減点を実施するものとする。

別表－２ 契約不適合に関する修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区分	修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により 修補又は損害賠償の実施
考查点	－ 10点	－ 20点

## 2. 第1評定者及び第3評定者考查基準

評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、加減点要素の各項目に従って、評定を行うものとする。  
(評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わない)

## 3. 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

対象業務が、運用第4第2項関係（評定表等）2（1）～（9）のうちの複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の考查をもって評定点とみなすものとする。

ここで、「主たる業務」の取扱いについては下記を参考とする。

- ・上記（1）～（9）のどれかが400万円を超えるときには、その業務を「主たる業務」をみなすものとする。
- ・上記（1）～（9）の複数の400万円を超えるとき、もしくはどれもが400万円を超えない場合には、業務の目的、金額を勘案して、「主たる業務」を1つ選定するものとする。

## 4. 「単純調査等業務」について

「調査業務、計画業務」は、広範かつ高度な専門的知識が要求される業務や高度な技術と豊かな経験が要求される業務といった比較的難易度の高い業務に対応するものであるため、これについては「調査業務、計画業務」採点表を使用するものとする。

しかしながら、この採点表を使用するには及ばない、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・単純調査等業務については、これらを「単純調査等業務」と定義し、「地質調査、単純調査等業務、測量業務」採点表を用いて評定するものとする。

なお、「調査業務、計画業務」の内容及び「単純調査等業務」の対象となる業務は、以下に示す例を参考とされたい。

### ・「調査業務」の内容

調査業務とは、現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の内で、特別仕様書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。

なお、同一の業務として、前項の調査結果を基にして解析及び検討を行うことについてもこれを調査業務とする。

### ・「計画業務」の内容

計画業務とは、以下に定める「貸与資料（※1）」及び「適用基準等及び設計図書等（※2）」に基づいて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。

なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについて

もこれを計画業務とする。

※1 貸与資料とは、  
設計業務共通仕様書（農業農村整備事業編） 第 1-12 条  
福島県治山・林道事業業務委託共通仕様書 第 182 条

※2 適用基準及び設計図書等とは、  
設計業務共通仕様書（農業農村整備事業編） 第 2-1 条  
福島県治山・林道事業業務委託共通仕様書 第 204 条

・「単純調査等業務」の例

- \* 単純なデータ収集・整理等に関する業務
- \* 単純なデータ製作・処理等に関する業務
- \* 書類編集、原稿整理等の事務的な業務
- \* 文献、書類等の収集・分類に関する業務
- \* 単純な図面集、写真集等の作成
- \* 一般的な現地踏査、単純な計測、観測調査
- \* 定期的なデータメンテナンス、データ加工業務
- \* 不等流計算等の計算業務（システム開発を除く）
- \* 検討を要さない数量の算出等
- \* 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等、調査・分析方法が JIS 等で規定されている測定業務
- \* 現場技術業務における補助的な業務

5. 評価種別の選定について

対象業務が複数にまたがる場合の取扱いや単純調査等業務の選定は、第 1 評価者が決定する。

6. 総合評定点について

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて評価項目ごとに以下の重み付けを考慮する。

審査項目		業務評定	地質調査、単純調査業務、測量作業、 調査業務、設計業務			
			技術者評定			照査
			管理 又は主任	担当		
プロセス 評価	実施能力の 評価	実施体制と執行 計画	20	20	5	
	実施状況の 評価	執行計画	5	5	5	
		品質管理	20	20	30	50
		業務特性	10	10	12.5	
		創意工夫	4	4	4	
	説明調整能 力の評価	説明調整能力	6	6	6	
取組姿勢	責任感・積極 性・倫理観	5	5	7.5		
結果評価		成果物の品質	30	30	30	50
合計			100	100	100	100

評価項目		CM業務、用地補償総合技術業務		
		業務 評定	技術者評定	
			管理	担当
専 門 技術力	目的と内容の理解	6	6	8.8
	的確な履行	36	36	52.9
	業務目的の達成度	18	18	26.5
管 理 技術力	業務実施体制の的確性	12	12	—
	打ち合わせの理解度	6	6	—
	指揮系統の迅速性、確実性	14	14	—
取組 姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点	8	8	11.8
合 計		100	100	100

評価項目		評価の視点	CM業務、用地補償総合技術業務委託				
			第1評定者	第2評定者	第3評定者	評定点	
プロセス評価	専門技術力	目的と内容の理解	業務主旨の理解	①			④=Σ① +②×(1/2) +③×(1/2)
		的確な履行	法令・技術基準の知識	①			
			業務内容についての判断	①			
			関係者とのコミュニケーション	①			
		業務目的の達成度	必要事項の記載	①			
	的確な取りまとめ		②		③		
	小計		○		○	④	
	管理技術力	業務実施体制の的確性	業務実施体制の的確性	⑤		⑥	⑩=⑤×(1/2)+ ⑥×(1/2)+⑦+ ⑧×(1/2)+⑨× (1/2)
		打ち合わせの理解度	打ち合わせの理解度	⑦			
		指揮系統の迅速性、確実性	指揮系統の迅速性、確実性	⑧	⑨		
小計		○	○	○	⑩		
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点	責任感、積極性、発注者側の視点	⑪	⑫		⑬=⑪×(1/2)+ ⑫×(1/2)	
	小計		○	○		⑬	
計		○	○	○	⑭=④+⑩+⑬		
過失業務に伴う減点	業務執行上の過失			○		⑮	
	中立性、公平性に係る過失			○			
	守秘性に係る過失			○			
	小計			⑮			
合計					⑯=⑭+⑮		
総合評定点の算定		事故等による減点			⑰		
		瑕疵修補又は損害賠償による減点			⑱		
		その他( )			⑲		
		総合評定点 (⑯+⑰+⑱+⑲)			⑳		

7. 業務評定項目

審査項目	細 別	(1) 地質調査、単独調査業務、測量作業			(2) 調査業務、計画業務			(3) 設計業務		
		主任監督員	総括監督員	完了検査官 / 評定点 / 配点(基礎点)	主任監督員	総括監督員	完了検査官 / 評定点 / 配点(基礎点)	主任監督員	総括監督員	完了検査官 / 評定点 / 配点(基礎点)
実施能力の評価	実施体制と執行計画	○	○	/ 20(12.0)	○	○	/ 20(12.0)	○	○	/ 20(12.0)
	執行管理	○		/ 5(3.0)	○		/ 5(3.0)	○		/ 5(3.0)
プロセス評価	品質管理	○		/ 20(12.0)	○		/ 20(12.0)	○		/ 20(12.0)
	業務特性	○	○	/ 10(6.0)		○	/ 10(6.0)		○	/ 10(6.0)
説明調整能力の評価	創意工夫	○		/ 4(2.4)	○		/ 4(2.4)	○		/ 4(2.4)
	説明調整能力	○		/ 6(3.6)	○		/ 6(3.6)	○		/ 6(3.6)
取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	○	○	/ 5(3.0)		○	/ 5(3.0)		○	/ 5(3.0)
	成果物の品質	○		/ 30(18.0)	○		/ 30(18.0)	○		/ 30(18.0)
評定者別評価点 ①		○	○	/ 40	○	○	/ 40	○	○	/ 40
評定者別基礎点 ②		○	○	/ 60	○	○	/ 60	○	○	/ 60
評定者別評定点 (③=①+②)		④	⑤	/ 100	④	⑤	/ 100	④	⑤	/ 100
業務評定点計 ⑦=(④)×0.4+(⑤)×0.2+(⑥)×0.4		⑦	⑦	/ ⑦	⑦	⑦	/ ⑦	⑦	⑦	/ ⑦
⑧事故等による減点(業務遂行段階を対象とする)				/ ⑧			/ ⑧			/ ⑧
⑨成果物に、受注者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約図書に記された手続きに従い、瑕疵修補又は換書賠償が実施された場合の減点(軽微なミスの修正を除く)				/ ⑨			/ ⑨			/ ⑨
⑩その他(低入調査偽造説明等・業務コスト調査偽造説明等)				/ ⑩			/ ⑩			/ ⑩
総合評定点⑩=⑦+⑧+⑨+⑩				/ ⑩			/ ⑩			/ ⑩

○ は、評定対象外  
○ は、評定項目

注：1「担当技術者」は、それぞれ8人までとする。  
2各評価項目の評定点は、少数第二位を四捨五入し、小数第一位までとする。  
3「⑦」「⑩」は、少数第一位を四捨五入し整数とする。



## 業務成績採点表

調査項目		業務名															照査技術者					
		第1評定者					第2評定者					第3評定者							担当技術者(注1)		管理(主任)技術者	
細別	細別評定点(注2)	a'	b	c	d	e	a'	b	c	d	e	a'	b	c	d	e	基礎点	評定点 / 配点	基礎点	評定点 / 配点	基礎点	評定点 / 配点
		実施能力の評価	実施体制に執行計画																12.0	/ 20	3.0	/ 5.0
プロセス評価	実施状況の評価																3.0	/ 5	3.0	/ 5.0		
	品質管理																12.0	/ 20	18.0	/ 30	30.0	/ 50
	業務特性																6.0	/ 10	7.5	/ 12.5		
	割当工夫																2.4	/ 4	2.4	/ 4.0		
説明能力の評価	説明調整能力																3.6	/ 6	3.6	/ 6.0		
	取組姿勢																3.0	/ 5	4.5	/ 7.5		
結果の評価	成果物の品質																18.0	/ 30	18.0	/ 30	30.0	/ 50
評定者別評定点 ①																						
評定者別基礎点 ②		80.0																				
評定者別評定点 (③=①+②)																						
業務評定点(注3) ⑦=(④×0.4+⑤)×0.2+(⑥×0.4)																						
⑧事故率による減点(業務遂行段階を対象とする)																						
⑨成果物に、要注者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約図書に記載された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点(軽微なミスの修正を除く)																						
⑩その他(低入調査虚偽説明等・業務コスト調査虚偽説明等)																						
総合評定点の算定		総合評定点⑩=⑦+⑧+⑨+⑩																				
所見		(第1評定者)															(第2評定者)		(第3評定者)			

注: 1、「担当技術者」は、それぞれ8人までとする。  
 2、各評価項目の評定点は、少第2位を四捨五入して表示している。  
 3、「⑦」「⑩」は、少数第一位を四捨五入し、整数とする。

## 業務成績採点表

業務名		業務成績採点表															技術者評定(注2)														
		第1評定者			第2評定者			第3評定者			細別評定点(注2)			管理(主任)技術者		担当技術者(注1)		照査技術者													
調査項目	細別	a	a'	b	b'	c	c'	d	d'	e	e'	a	a'	b	b'	c	c'	d	d'	e	e'	基礎点	評定点 / 配点	基礎点	評定点 / 配点	基礎点	評定点 / 配点	基礎点	評定点 / 配点	基礎点	評定点 / 配点
実施能力の計画	実施体制と執行計画																					12.0	/ 20	3.0	/ 5.0						
	執行管理																					3.0	/ 5	3.0	/ 5.0						
	品質管理																					12.0	/ 20	18.0	/ 30	30.0	/ 50				
プロセス評価	業務状況の計画																					6.0	/ 10	7.5	/ 12.5						
	新築工夫																					2.4	/ 4	2.4	/ 4.0						
説明調整能力の計画	説明調整能力																					3.6	/ 6	3.6	/ 6.0						
	真実性・積極性・倫理観																					3.0	/ 5	4.5	/ 7.5						
結果の評価	取組姿勢																					18.0	/ 30	18.0	/ 30	30.0	/ 50				
	成果物の品質																														
評定者別評価点 ①																															
評定者別基礎点 ②																	60.0														
評定者別評定点(③=①+②)																	⑥														
業務評定点(注3) ⑦=(④×0.4+⑤×0.2+⑥×0.4)																	/ 100														
⑧事故等による減点(業務遂行段階を対象とする)																															
⑨成果物に、受注者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約図書に記された手続きに依り、瑕疵修補又は措置賠償が実施された場合の減点(軽微なミスの修正を除く)																															
⑩その他(低入調査説明等・業務コスト調査説明等)																															
総合評定点の算定		総合評定点①=⑦+⑧+⑨+⑩																													
所見																															

注 1.「担当技術者」は、それぞれ8人までとする。  
 2.各評価項目の評定点は、少数第二位を四捨五入して表示している。  
 3.「⑦」「⑩」は、少数第一位を四捨五入し整数とする。

